

阿見町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

令和3年6月10日

阿見町農業委員会

会長 山崎久司

「農業委員会等に関する法律」第7条第1項の規定に基づく阿見町農業委員会（農業委員及び農地利用最適化推進委員）に係る農地等の利用の最適化に関する指針は以下のとおりとする。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 令和3年度の目標 13.4ha

【目標設定の考え方】

遊休農地面積533ha（平成27年度実績）を毎年平均13.3haずつ削減し、令和7年度末までに遊休農地面積の4分の1（133ha）を解消することを目標とする。

(2) 遊休農地解消のための具体的な内容

- ①農地利用状況調査、農地パトロール及び農地適正管理指導の実施徹底により、遊休農地の解消と新規発生を抑制を図る。
- ②所有者の利用意向調査の結果を踏まえ、耕作可能な条件が良い遊休農地については農地中間管理機構へ貸付等の誘導を図り、再生困難な遊休農地においては農業委員会において非農地判断を行う。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 令和3年度の目標 50.1ha

【目標設定の考え方】

令和7年度末までに、集積率を平成26年度実績（15.7%）の2.5倍（39.25%）以上にするため、耕地面積2,070haに対し324haの集積実績（平成26年度実績）に加え、あらたに488haを集積することを目標とする。ただし、初年度（平成28年度）については緩和基準を適用し、12分の9を乗じた値を目標値とする。

(2) 担い手への農地集積のための具体的な内容

農業委員及び推進委員は地域の実情を的確に把握するため、集落の話し合いに積極的に参加するとともに、各農家の営農の意向を聞き取るために個別訪問等を実施し、担い手農家と借手農家の橋渡しを行い、農地中間管理事業を活用し担い手への集約・集積を進める。

3. 新規参入の促進について

(1) 令和3年度の目標 1経営体

【目標設定の考え方】

過去の新規参入状況等から、新たに農業経営を営もうとする青年や法人等の経営体を令和7年度末までに10経営体の参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

県、JA、普及センター等の関係機関と連携し、情報の共有を図りながら就農支援相談に応じ、新規参入の促進を図る。

4. 目標の見直しについて

本指針に掲げる目標及び目標年次については、達成状況、その他社会情勢等を踏まえ、原則毎年度見直しを行うものとする。